

半田市立半田病院の医療費滞納者に対する支払督促等及び強制執行事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市立半田病院の医療費（半田市病院事業の設置等に関する条例（昭和51年半田市条例第37号）第5条に規定する使用料及び手数料をいう。以下同じ。）の滞納者に対する支払督促及び医療費請求訴訟（以下「支払督促等」という。）並びに強制執行について、必要な事項を定めるものとする。

(支払督促等の対象者)

第2条 支払督促等の対象者は、医療費の支払催告（医療費請求書を内容証明郵便又は配達証明郵便で送付することをいう。）にもかかわらず、支払に応じない次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、支払督促の対象者については、半田簡易裁判所管轄及び近傍の簡易裁判所管轄の居住者とし、医療費請求訴訟の対象者については、それ以外の者とする。

- (1) 医療費の請求を受けた日から、督促状を2回以上送付しても支払に応じない者
- (2) 医療費支払誓約書の提出に応じない者
- (3) 医療費支払誓約書の内容を遵守していない者

(強制執行の対象者)

第3条 強制執行の対象者は、医療費の支払督促等にもかかわらず、支払に応じない者とする。ただし、滞納者が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 医療費の一部を納入し、今後の納付計画を誓約し、誓約どおり履行している場合
- (2) 主たる生計維持者の死亡等により、医療費の支払が著しく困難である場合
- (3) 滞納者又は同居の親族が病気、障がい等で長期間の療養を要し、そのため多額の出費を余儀なくされ、医療費の支払が著しく困難である場合
- (4) 災害により多額の出費を余儀なくされ、医療費の支払が著しく困難である場合
- (5) その他やむを得ない特別な事情があると認められる場合

(強制執行審査会の設置)

第4条 半田病院が行う強制執行について審査検討するため、半田市立半田病院強制執行審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次の者をもって組織する。

会長 副市長

委員 半田病院院長、半田病院副院長、事務局長

3 審査会は、前条に規定する対象者の中から強制執行を執るべき者を選定し、市長に具申するものとする。

4 審査会の庶務は、半田病院事務局医事課において処理する。

(執行手続)

第5条 支払督促等及び強制執行の手続は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）の定めるところによる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行日において、第2条及び第3条の規定に該当している者についても適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。